

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇訓令 鳥取県文書編さん保存規程の一部改正
- ◇告示 倉吉市等の境界変更
- 肥料の登録
- 肥料の登録有効期間の更新
- 土地改良事業認可
- 土地改良区設立認可
- 旅行あつ、旋業者の登録
- 調理士試験の実施
- ◇公告 地方労働委員会委員の辞職

訓 令

鳥取県訓令第十九号

庁 中 一 般
地 方 機 関

甲 類 附 属 機 関
陸 運 事 務 所

鳥取県文書編さん保存規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

訓令先

「庁中一般、各課」を「甲類附屬機関 地方一般」に改める。
陸運事務所

第七条の見出しを次のように改める。

（保存倉庫の管理）

第七条第二項を次のように改める。

2 倉庫には、係員以外の者は出入してはならない。但し、総務課長の承認を受けた者は、係員の立会の上で出入することができる。

第七条に次の二項を加える。

3 何人も倉庫の中で、喫煙その他いつさいの火氣を使

用する行為をしてはならない。

4 倉庫は、つねに清潔にし、通風を計り虫害、湿気に注意しなければならない。

第十二条中「簿冊引継書により」を「簿冊引継書を二部添えて」に改める。

第十七条を次のように改める。

(閲覧手続)

第十七条 倉庫に保存する文書を閲覧(倉庫の外に持ち出して閲覧する場合を含む。以下「閲覧」という。)

しようとする者は、第六号様式による簿冊閲覧申込書に所要事項を記入し、署名押印の上、総務課長に申し込むものとする。

2 総務課長は 簿冊閲覧の請求があつたときは、第七号様式による簿冊閲覧簿に記入の上貸し出すものとする。

3 文書の閲覧期間は、五日を越えることができない。

この期間を越えて閲覧しようとするときは、さらに閲覧の手続をしなければならない。

第二十三条中「各解(県立学校を除く。以下同じ。)」を「地方機関、甲類附属機関及び陸運事務所」に改める。

第二十四条の見出しを次のように改める。

(地方機関、甲類附属機関及び陸運事務所における取扱)

第二十四条中「各解の長」を「地方機関の長、甲類附属機関の長及び陸運事務所長」に改め、「解における」を削る。

第一号様式を次のように改める。

所 属 年 (度)

部	目	別	号
整理記号	保存	種別	番号

簿

冊

名

部 課

(局)

名

備考

一 簿冊が二冊以上となる場合は、冊数番号を付けるものとする。(例 何冊のうちの二)

二 整理記号欄には、大分類、小分類、保存種別を赤書するものとする。

三 整理記号の上部空欄を、永久保存は赤色に、十年保存は青色とする。

第三号様式から第六号様式までを次のように改める。

第三号様式

簿

冊

名

簿

課(局)

整理記号	簿冊名	備考
部 目 保存種別	簿 冊 名	備 考

第四号様式

續書
引
卅
鏡

(唱)課

整	理	記	号						
部	目	保存種別	番 号	所属年(度)	簿	冊	名	冊数	備考
		(永久)							
		(10年)							
		(5年)							

注 表中かゝつてがきは記載例

第五号様式

帳台冊簿

[illegible]

備考 廃棄処分にするものは、赤線で消すこと。

第六号様式

書 込 中 閱 冊 簿

閱覽年月日	閱覽期限	整 理		記 號	簿 冊 名	冊 數	返納年月日	取扱者氏名
		部	目					
所 属	閱覽者職氏名印							
備 考								

第六号様式の次に次の一様式を加える。

第七号様式

簿覽冊
閱
課(局)

考 備	者 印	閱 氏 名	閱 覽 期 限	返 年 月 日	閱 覽 日 期	冊 名	簿 冊 一	號 冊 一	整 理 記 號	部 目 保 存 種 別 番 號
--------	--------	-------------	------------------	------------------	------------------	--------	-------------	-------------	------------------	--------------------------------------

この規程は、昭和三十一年十月十日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、昭和三十一年十月一日から、倉吉市ならびに東伯郡北条町及び羽合町の境界を次のとおり変更した。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

倉吉市に編入した区域

東伯郡羽合町大字田後字森三九二の一の二、三九二の二、三九二の五、三九二の七、三九二の八、大樋の口三九三、三九四の一、三九四の二、三九五、三九六の

一、三九六の一の二、三九六の三、長砂三二七のうち、三二八のうち、三二九、三三〇のうち、三三二の一のうち、三三二の二のうち、三三三のうち、大河下三九七、三九八、三九八の一、三九八の二のうち、沖河原四六二の一のうち、四六二の二のうちならびに右区域内における国有地全部

東伯郡北条町に編入した区域

東伯郡羽合町大字田後字脊戸八六五の一のうち、八六五の二のうち、八六五の三のうち、八八四のうち、小砂子四九八、四九八の一、四九九、五〇〇の一のうち、五〇一のうち、五〇三の一のうち、五〇三の二のうち、五〇四のうち、五〇五の一のうち、五〇六の二のうちならびに右区域内における国有地全部

東伯郡羽合町に編入した区域

倉吉市大字清谷字淵の上三二二の一、三二二の二、三二二の三、三二三から三二六まで、三二七の一、三二七の二、三二八、三二九の二の内、三三〇のうち、三三一の二のうち、森三〇〇のうち、三〇四のうち、三〇五のうち、三一一の一のうち、三二四のうち、三一五の一のうち、三二六の一のうち、三一七の一のうち、三一八のうち、三一九の一のうち、三一九の二のうち、三二〇のうち、三二〇の一のうち、三二一のうち、大

字大塚字下沖三四六、三四八のうち、野島四〇三、四〇三の一のうち、四〇三の二のうち、四〇四、四〇五の一のうち、四〇六のうち、十左衛門田六〇四の一のうち、六〇四の二のうち及び東伯郡北条町大字江北字左右田二、六四二の一のうち、二、六四二の三、二、六四二の四、二、六四二の五、二、六四二の六のうち、二、六四二の七のうち、二、六四二の八、二、六四二の九のうち、二、六四二の一〇のうち二、六四二の一三のうちならびに右区域内における国有地全部

鳥取県告示第四百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七條の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者
鳥取県第二四二号	五、三菜種油粕	窒素全量 五・三 リン酸全量 二・三 加里全量 一・三	住 所 氏 名 日野郡溝口町字大坂六五五 林原 眞

鳥取県告示第四百六十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七十七条）第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号

肥料の名称

保証成分量（パーセント）
窒素全量 磷酸全量 加里全量

生産業者の住所氏名

鳥取県第一四三号	四、五葉種油かす	四・五	二・〇	一・〇	米子市一部三〇九	田中 義人
第一七八号	五、二〃	五・二	二・二	一・三	上後藤三四三	平尾 武義
第二〇五号	八、〇蚕蛹油かす	八・〇	一・〇	一・〇	京都府綾部市青野町膳所一 郡是製糸株式会社 取締役社長	波多野林一
第二〇六号	五、三菜種油かす	五・三	二・〇	一・〇	西伯郡大高村字泉四六八	渡辺 岩男

鳥取県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する第十条第一項の規定により、賀露町農業協同組合の行う土地改良事業について、昭和

三十一年九月二十八日認可した。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百六十八号

気高郡気高町大字高江、田中市治ほか十四人の者から申請のあつた高江土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年九月二十八日認可した。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号 登録年月日 名称および商号

邦人第一号 昭和三十一年 有限会社 山陰観光サービス
十月二日

営業所の所在地

代表者氏名 電話番号

米子市角盤町壱丁目九九番地 柳谷 保一

公 告

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）第三条の規定により鳥取県調理士試験を次の要領で実施する。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

要 領

一 受験資格

昭和三十一年十月二十八日において年令十八才以上で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第二項に規定する施設または食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一項に規定する施設において食品の調理業務に二年以上の経

鳥取県告示第四百六十九号

旅行あつた旅業法施行令（昭和二十七年政令第四百五十六号）第三条の規定により、次のとおり旅行あつた旅業者登録簿に登録した。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

験を有するもの。

二 申込手続

1 願書の受付期間

昭和三十一年十月五日から同月二十日まで（郵送の場合には二十日消印あるものは有効）とする。

2 受験のため提出する書類および提出先

受験願書に次の書類を添えて住所を管轄する保健所に提出する。

イ 履歴書（特に調理に関する経歴を詳細に記入のこと）

ロ 調理業務に二年以上の経験を有するものである

証明書

ハ 写真（手札型、正面脱帽上半身で最近六ヶ月以内に撮影したもの）

三 試験科目

1 衛生法規大意

2 公衆衛生学大意

3 食品学大意

4 食品衛生学大意

5 栄養学大意

6 調理

四 試験実施日時

昭和三十一年十月二十八日（日曜日）午前十一時から午後三時まで

五 試験場所

鳥取、倉吉、那家、浜村保健所管内は

鳥取市県立鳥取西高等学校第一校舎

米子、根雨保健所管内は

米子市県立米子西高等学校

六 受験料 二百円（鳥取県収入証紙を受験願書にはりつける）

七 携行品 筆記用具

八 受験者は当日十時三十分までに試験場に出頭すること。

九 合格者氏名は試験終了後十日以内に所轄保健所に掲示する。

十 受験願書用紙はもよりの保健所に備え付けてあるから利用すること。

第十期鳥取県地方労働委員会委員山掛博および織田正三を願により九月三十日その職を免じた。

昭和三十一年十月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂